

## 平成28年第1回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年1月22日（金）午前9時30分から10時08分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 （21人）

会長 三浦房雄君	会長職務代理者 川崎良巳君
3番 中川原隆雄君	4番 佐々木克文君
5番 時田宏君	6番 上山和男君
7番 久保隆藏君	8番 鈴木勝利君
9番 中川原一義君	10番 中里光朋君
11番 岩井壽美雄君	12番 鳥谷部孝雄君
14番 豊川敏雄君	15番 柏田雅俊君
17番 大沢トモ子君	18番 北村勉君
19番 沢田良一君	20番 浦屋敷節男君
21番 鈴木幸雄君	22番 鳥谷部甚一郎君
23番 森田英里子君	
4. 欠席委員 （2人）

13番 三浦亮一君	
16番 佐々木一榮君	
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 業務報告
  - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 五戸町農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第3号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
  - 議案第4号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
  - 議案第5号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
  - 議案第6号 平成27年農作業料金・農業労賃に関する調査について
  - 第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	齊藤武美君
次長・総務班長事務取扱	赤坂真弓君
主幹	三上保彦君
主幹	早狩千春君

7. 会議の概要

事務局（齊藤） ただ今から平成28年第1回総会を開会いたします。

はじめに、会長より御挨拶をお願い致します。

会長（三浦房） 本日は、大変お忙しいところ御参集下さいまして厚くお礼申し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、議案第1号から議案第6号まで6件及び報告第1号の1件です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（齊藤） 本日は、13番 三浦亮一 委員  
16番 佐々木一榮 委員

から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は23名中21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議長（三浦房） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは、4番 佐々木克文 委員  
17番 大沢トモ子 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議長（三浦房） それでは、日程第2業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 「業務報告の朗読及び説明」

川崎良巳委員 青森市で行われ、平成27年度「攻めの農林水産業推進大会」について説明します。約1,000人が出席し、当日優良事例として5人の方々が表彰され、その後、前農林水産省事務次官の皆川氏より講演があり、攻めの農林水産業てなんですかという意見に対し、攻めとは別に外国に積極的に輸出するのではなく、特に青森県は台湾にりんごを輸出していますが、自分の農業に意欲と誇りを持っていただきたい。また、TPPに関係なく前に進んでくださいということでした。以上です。

大沢トモ子委員 農業者年金加入事務打ち合わせについて説明します。  
この間、年金推進部だけの打合せを役場内で行い、認定農業者のリストをいただき、地区別に明細されていて、先輩委員と一緒に行うことで、昔と今はこのように変わったことなどを説明し、回って歩きたいと思いました。以上です。

会長（三浦房） 年内に一人も無いという事で、委員の方から一か月でも良いから加入者を見つけて頂きたいということです。

議長（三浦房） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(なしの声)

議長（三浦房） よろしいですか。以上で日程第2の業務報告を終わります。

議長（三浦房） ここで農地調査会、今月担当調査委員は

11番 岩井 壽美雄 調査委員

19番 沢田良一 調査委員です。

調査委員席に着席してください。

議長（三浦房） それでは、日程第3の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（早狩） それでは、議案書の1ページ議案第1号をご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案5件です。1番2番は売買による所有権移転に関する件、3番は贈与による所有権移転に関する件、4番は使用貸借に関する件、5番は賃貸借に関する件であります。

1番から5番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件のすべてを満たすと考えます。

ともに、経営規模拡大、農業経営の安定及び新規就農をするものであり機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

それでは参考までに売買価格をお知らせいたします。1番目の売買価格は●●万円、10アール当りにしますと約●●●●●●円、2番目の売買価格は●●万円、10アール当りにしますと約●●●●●●円です。以上です。

議長（三浦房） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して岩井壽美雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

岩井壽美雄調査委員 農地法第3条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の1ページ議案第1号と参考資料の1ページをご覧ください。

1月13日に、会長と沢田良一調査委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番の農地は、譲渡人と譲受人は同じ集落で、今まで譲渡人から

借りている農地であります。なお、譲渡人は高齢で後継者は勤めているため耕作できないということです。なお、譲受人は今でも借りていて、これを買受するものでございます。さらに、規模拡大を図り農業経営をしていくそうです。

2番の農地は、譲渡人と譲受人は兄弟で譲渡人は自営業であり、八戸市江陽に在住しており、耕作するのが困難なため兄へ売買するものであります。また、譲受人はこれを受け、兼業農家として規模拡大を図り農業をしていくそうです。

3番の農地は、譲渡人と譲受人は親戚にあたり、譲渡人は静岡県裾野市に在住しており、今までロータリがけだけを依頼し管理していました。さらに、いところが農業をするということで贈与するものであります。また、譲受人は新規就農者として、今後勤めながら農業経営をしていくそうです。

4番の農地は、譲渡人は譲受人の妻の母親であり、譲受人は前の3番と同じく新規就農をするに当たり下限面積制限を満たすため、妻の実家の田んぼを使用貸借し水稻栽培を行うものであります。

5番の農地は、譲渡人と譲受人は元々同じ集落であり、農作業を二人で一緒に耕作してきましたが譲渡人は高齢であることと、長男を亡くし農地を管理できなくなり、水利費だけ支払してもらい、譲受人に賃貸借するものであります。

また、譲受人も今まで一緒に耕作してきた仲でもあり、水利費だけの支払いで、今までとおおり田んぼを耕作していくそうです。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長（三浦房） ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（三浦房） 次に日程第3の議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「五戸町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

議 長（三浦房） 議案第2号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（三上） 議案書の3ページ議案第2号をご覧ください。

五戸町長より五農林第387号平成27年12月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案17件です。面積は、98,203.82平方メートルとなっております。

計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

1番から4-1番までにつきましては再設定の申請となっております。4-2番から7番まで以降は新規の設定となっております。なお、5-2番から5-10番までは今まで3条の申請で貸借が行われていましたけれども、期間が満了したため、3条ではなくて基盤法で申請し、また、基盤法で申請すれば新規となり、従来であれば更新であります。6番と7番に対しては中間管理機構の借り入れでの申請です。以上です。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(三浦房) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長(三浦房) 次に日程第3の議案第3号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題に供します。

議長(三浦房) 議案第3号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局(赤坂) 議案書の9ページ議案第3号をご覧ください。

五戸町長より五農林第392号平成28年1月4日付けで、五戸農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求められています。1議案2件です。

1番ですけれども、農地の所在は大字切谷内字北田ノ沢101-75、畑、19,866平方メートルとなっております。農振の除外は山林にするためとなっております。

2番ですけれども、大字上市川字高田20-3の一部、田、90平方メートル。農振の除外は宅地と水路にするため。以上です。

議長(三浦房) ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して、沢田良一調査委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

沢田良一調査委員 五戸農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の9ページ議案第3号と参考資料の13ページを御覧ください。

1月13日に、三浦会長と岩井壽美雄調査委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番の農地の申請人は八戸市南白山台に在住し、この農地を耕作するにも不便な土地で有り、さらに、勤めていて農地を管理することが困難なことから植林したいためで有ります。また、農業委員会から他の人に貸してはどうかと指導しましたが誰にも貸したくない考えであります。

北側と南は山林、東側は道、西側は自己所有の畑であります。周辺農地に影響が無いことを確認しています。

2番の農地は、昭和50年に住宅を建築し、その土地だけでは面積が狭いため、隣地を購入し建築しましたが、所有地と購入地の間に水路と道路が有りましたが、本当であれば、農振除外、転用許可、道路水路の付け替え申請等を行わなければならないのですが、法律が無知だった為先の延ばしにしていました。これらを踏まえ是正の申請に及んだ次第で有ります。なお、道路水路については担当部局と払い下げを受ける協議が整いました。

北、東側は田、南側は県道、西側は宅地で有ります。周辺農地等には影響が無いことを確認しています。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（三浦房） ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。  
また、農地調査委員の方々ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

議長（三浦房） 次に日程第3議案第4号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」を議題に供します。

議長（三浦房） ここで、上山和男委員の事例がありますので、審議開始から決定まで退席をお願いします。

議長（三浦房） 議案第4号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（早狩） ご説明いたします。

議案書の10ページ議案第4号をご覧ください。議案第4号は1議案7件です。

これは、農業後継者が農業を営む人から農地等の生前一括贈与を受けて農業を継続する場合には、一定の要件の下に、贈与者又は受贈者が死亡するまで贈与税額の納税が猶予される特例であります。

また、要件として受贈者は引き続き3年以上農業に従事し、贈与を受けた農地等で農業経営を行うこと。及び申告期限から3年目毎に税務署長に「継続届出書」を提出することになっております。

その届出書に添付する「引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書」で有ります。

平成27年度の贈与税納税猶予継続対象者はご覧のとおりです。

贈与税納税猶予特例を受けている別紙の受贈者は租税特別措置法第70条の4第1項の規定を受ける農地等にかかる承認を求めるもので有ります。申請者は以下の7名でございます。以上です。

議長（三浦房） 議案第4号これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） ここで、上山和男委員を入室させてください。

議長（三浦房） 次に日程第3議案第5号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題に供します。

議 長（三浦房） 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（早狩） ご説明いたします。

議案書の12ページ議案第5号をご覧ください。1議案2件です。

この不動産取得税の徴収猶予を受けるための要件は贈与税の納税猶予の特例とほとんど同じでありまして、農地等を取得した年の翌年の3月15日の翌日から起算して3年ごとに、地域県民局長に「農地等の一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書」を提出することになっております。

その届出書に添付する「引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書」であります。

平成27年度分の不動産取得税の徴収猶予対象者はご覧のとおりです。

不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている別紙の受贈者は地方税法附則第12条第1項の規定を受けている農地等にかかる農業経営を引き続き行っている証明であります。申請者は以下の2名でございます。以上です。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。

議案第5号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程第3議案第6号「平成27年農作業料金・農業労賃に関する調査について」を議題に供します。

議案第6号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） ご説明致します。

議案書の14ページ議案第6号をご覧下さい。議案第6号については、平成27年農作業料金・農業労賃に関する調査票（案）について承認を求めるものでございます。

この調査は、青森県農業会議より調査依頼があったもので、農業に関する作業料金や労賃については、農協や各営農組合の資料等に基づき調査したものです。また農外の諸賃金については、町内の各事業所等から聞き取り調査したものです。

この調査結果についてご承認いただければ、調査票を作成し青森県農業会議へ報告するものです。

以上でございます。

議長（三浦房） ここで暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

議長（三浦房） ただ今から休憩前に引き続き会議を開きます。議案第6号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長（三浦房） ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 引き続き、日程第4の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を報告します。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局（早狩） ご説明いたします。議案書の16ページ報告第1号をご覧ください。報告第1号は12件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

農地に関しては、1番の農地は、賃借料の金額が折り合わないため、合意解約したいということで受理しました。先ほど、議案第2号であった、2番から10番までと12番は利用権設定となりました。また、11番は平成23年に切れていたことが今わかったので合意解約したそうです。本人はここを耕作しているそうです。

以上です。

議長（三浦房） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（なしの声）

議長（三浦房） よろしいですか。

特に発言がないようですので以上で報告第1号を終わります。

議長（三浦房） 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、五戸町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年1月22日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員